

暮らしのお知らせ

日曜日も開庁しています

休日窓口サービス

市では、仕事や家庭の都合などで平日に窓口に来られない人のために、毎週日曜日に一部窓口を開けています。

手続きには、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、顔写真付き住民基本台帳カードなどの本人確認ができる物が必要となる場合があります。

また、業務の内容によっては手

日曜開庁などの休止日

機器点検のため次のサービスを休止します。

日曜開庁＝11月6日(日)

証明書のコンビニ交付サービス＝11月4日(金)

午後6時～7日(月) 午前10時

※くわしくは、日曜開庁については行政管理課(☎20-1501)、コンビニ交付サービスについては市民課(☎20-1525)へ。

続きできないものや証明書の交付ができないものがありますので、事前に各担当課へ問い合わせてください。

庁舎管理の都合などで休止になる場合は、広報なりたや市ホームページ(<https://www.city.narita.aciba.jp>)などでお知らせします。

実施日＝毎週日曜日(12月29日)

1月3日を除く)

実施時間＝午前8時30分～午後5時15分

実施場所＝市民課・保険年金課(市役所1階)、市民税課・納税課・子育て支援課(市役所2階)

問い合わせ先

○市民課(☎20・1525)

○保険年金課(☎20・1526)

○市民税課(☎20・1513)

○納税課(☎20・1519)

○資産税課(☎20・1514・月

～金曜日)

○子育て支援課(☎20・1538)
※くわしくは各問い合わせ先へ。

一人で悩まずに

無料調停相談

離婚・養育費・遺産相続・交通事故・近隣トラブルなどの相談に、調停委員や弁護士が応じます。

日時＝11月12日(土) 午前10時～午

後3時

会場＝保健福祉館

※相談を希望する人は当日直接会場へ。裁判所で取り扱っている事件については相談できません。

くわしくは千葉家庭裁判所佐倉

支部庶務課(☎043・484・

1216)へ。

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支

所、市民課赤坂分室で手続きしてください。代理人が届け出を行う

場合は委任状が必要です。

住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなども持っ

てきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

なお、市民課では、毎週日曜日

も各種届け出を受け付けています。

※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

5)へ。

完了検査を受けましょう

違反建築防止週間

建物を建てる場合は建築基準法の基準を守り、所定の手続きを行った上で適正に工事を進めなければなりません。

また、工事完了後は完了検査を受けましょう。

10月15日(土)～21日(金)は違反建築

防止週間です。この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談しましょう。

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

書かない窓口

申請ナビシステム

市民課(市役所1階)で取り扱う一部の証明書の発行手続きで、申請ナビシステムを利用できます。

専用サイトに必要事項を入力することで窓口での記入が不要になります。

利用できる手続き＝住民票の写し、

印鑑登録証明書

利用方法＝スマートフォンやタブ

レット端末などから市ホームページ

([https://www.city.narita.](https://www.city.narita.aciba.jp/kura)

[chiba.jp/kura](https://www.city.narita.aciba.jp/kura)

[shi/page0120_](https://www.city.narita.aciba.jp/kura)

[00034.html](https://www.city.narita.aciba.jp/kura))に

ある専用サイト

で必要事項を入力後、表示されるQRコードを窓口で提示する

※くわしくは同ホームページまたは市民課(☎20・1525)へ。



提出は済んでいますか

就業構造基本調査

10月1日を調査期日として、市内の一部地域を対象に就業構造基本調査が行われています。

調査票を持っていて、まだ回答していない人は、至急回答してください。

※くわしくは企画政策課(☎20・1500)へ。

発見にご協力を

極左暴力集団のアジト

県警では、テロ・ゲリラ事件を引き起こす極左暴力集団のアジト摘発に向けた取り組みを行っています。極左暴力集団は、善良な市民を装いマンションやアパートに

潜んでいます。発見には皆さんの協力が不可欠です。

身の回りで「何か変だな」と少しでも思うことがあったら、迷わず110番または成田警察署(☎27・0110)へ連絡してください。極左暴力集団には次のような特徴があります。

- 入居早々、ドアや窓の鍵の取り換え、補強をしている
 - 単身または夫婦だけのはずなのに、ひそかに複数の人が出入りしている
 - 昼間でもカーテンをして部屋のなかが見えないようにしている
 - 早朝・深夜など人目がない時に外出している
 - 部屋へ出入りする際、異常に周囲を気にしている
 - 近隣の住民と接しないようになっている
- ※くわしくは成田警察署へ。

11月から午後4時に

夕焼け小焼けの放送

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。日没時間などに合わせ、夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻を11月1日(火)から午後4時に変更します。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

利子を半額補給

国の教育ローン

市では、国の教育ローンの融資を受けて高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、利子の半額を補給します。

入学前でも申請できますが、交付決定前の利子は対象外です。

対象は国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人

- 市に1年以上住民記録がある
- 市税を完納している

利子補給期間は交付決定された月から在学する最後の月まで(最長7年間。留年した年数は除く)申請に必要な物(返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和3年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物)

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

改正されました

千葉県最低賃金

県内全ての事業所で働く労働者(パート、アルバイトを含む)に適用される千葉県最低賃金が時間額984円に改正されました。

この最低賃金額には、一部の手当や賞与などは含まれません。なお、このほかに業種により定められている特定最低賃金がありますので注意してください。

※くわしくは千葉労働局賃金室(☎043・221・2328)へ。

周辺環境への配慮を

野焼きの禁止

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。違反者は5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金などが科せられる場合があります。禁止の例外となる行為でも、周辺地域の生活環境に影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

9月16日(金)～30日(金)

16日	台湾・桃園市行政訪問団表敬訪問 庁議
17日	伝統芸能まつり 秋の陣 ラ・フェスタ・ミツレミア
19日	成田山新勝寺献茶式 ファミリーコンサートin玉造
20日	決算特別委員会(～22日)
21日	なりたオレンジプロジェクト
25日	全日本サンボ選手権大会開会式
26日	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会出場選手壮行会 教育民生常任委員会 総務常任委員会
29日	9月定例市議会閉会 NARITA空港圏青年交流会総会 POPラン大会実行委員会
30日	スポーツフェスティバル実行委員会 成人式実行委員会



駅前啓発活動(21日)

今月の納期限

10月31日(月)

- ①市・県民税(第3期)
- ②国民健康保険税(第4期)
- ③後期高齢者医療保険料(第4期)
- ④介護保険料(第4期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

建築士が対応します

住宅無料耐震相談会

市では月1回、住宅の耐震性についての相談を無料で受け付けています。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(9ページ)で確認してください。

対象 二戸建て住宅・併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・マンションのいずれかを市内に所有し、自ら居住している人

定員 1日30名(6組(先着順)持ち物 図面(持っていない人は簡単な間取り図)

※申し込みは開催日の2日前までに建築住宅課(☎20・1564)へ。

総合防災訓練

向台地区・向台小学校で実施

市では、防災関係機関と地域住民との連携を強め、地域全体の防災意識を高めるため、直下型地震を想定した総合防災訓練を実施します。当日は、会場周辺で防災行政無線の放送が行われます。

日時 11月12日(土) 午前8時30分～11時30分(展示・体験は午前9時30分から)

会場 向台地区・向台小学校

内容 避難訓練、避難所開設訓練、要支援者支援訓練、自衛隊・警察車両などの展示、消火・煙体験など

※参加を希望する人は当日直接会場へ。向台地区以外の人でも参加できます。駐車スペースに限りがあるため、できる限り公共交通機関を利用してください。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

気軽に意見や要望などを

行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)は行政相談週間です。国から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関などの仕事について意見や要望を聴き、その解決の促進を図ります。

市では毎月、行政相談委員と人権擁護委員による「もめぐと・なやめぐと・苦情相談」を実施しています。秘密厳守で応じますので気軽に利用してください。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(9

ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

口座振替が便利です

水道料金の納付

水道料金の支払いには、便利で確実な口座振替をお勧めしています。利用する場合は、次のいずれかの方法で手続きしてください。

○水道料金徴収事務委託先のウェアリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)へ連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項を書いて返信用封筒で送付

○通帳、金融機関の届け出印、お客さま番号が分かる水道料金の領収書などを持って市内の金融機関または郵便局へ

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

対面・オンライン方式で開催

議会報告会

Web会議サービス「Zoom」を使ってオンライン方式でも参加

できます。

日時 11月3日(木・祝) 午前10時～午後0時30分、午後6時～8時30分

会場 市議会議場・第一委員会室(市役所議会棟3階)

内容

○委員会報告：定例会における審議の経過や結果の説明

○意見交換：テーマ「コロナ禍で市や議会に求めること」議員と一緒に考える」

対象 市内在住・在勤・在学の人 定員 各16人(先着順)

申込方法 11月2日(水)までに電話・FAX・Eメールのいずれかで氏名(ふりがな)・電話番号・希望する時間を議会事務局(☎20・1570 FAX 24・0336 Eメール gikai@city.narita.chiba.jp)へ。手話通訳や託児(未就学児)の利用を希望する人は、10月26日(水)までに同事務局へ

※オンライン方式での参加を希望する人は市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/gikai/2022_2_gikaihouko_kukai.html)を確認してください。くわしくは議会事務局へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語 日本語、英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス